

美容医療でクーリング・オフが可能なケースも！

美容医療サービスの中には、高額な契約や皮膚障害・やけどなどの危害が発生するものもあります。トラブルを減少させるために特定商取引法が改正され、平成29年12月1日から一部の美容医療でもクーリング・オフや中途解約などが可能になりました。

- (1)脱毛 (2)にきび・シミなどの除去 (3)しわ・たるみの軽減
(4)脂肪の減少 (5)歯の漂白

※ただし、一定の期間内に申し出ることに加え、提供期間:1か月超、金額:5万円超、治療内容・方法など一定の要件も必要です。ご利用のサービスが対象になるか、消費生活センターにお問い合わせください。

美容医療を受ける前に、これだけは注意！

- 効果や料金、リスク等の情報を集める
- メリットを強調したクリニックの広告・ホームページをうのみにしない
- 渡された契約書面などには必ず目を通す
- 医師から十分な説明を受け、検討して納得したうえで施術を受ける
- 費用の総額の詳細な説明を受ける
- 問題のある勧誘を行うクリニックとは契約しない
 - ・断っているのに即日施術を勧めるクリニック
 - ・保険適用内の施術が可能な場合でも、高額な自由診療の施術を強く勧めるクリニック
 - ・高額なクレジット契約をさせるために、年収等にうその申告をさせるクリニック 等



困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

上記以外でも契約に納得がいけないときは、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは消費生活相談を実施しています。
月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

人権それは愛

問合せ：教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

子どもの人権 ～未来を守るために～

人が人として生きる権利、それが人権です。人権は、すべての人が持っています。それは、大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。

子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。そして、子どもは発達していく中で、みんなの権利を実現するには、どんなルールが必要なのかを学ぶことで成長していくことができます。「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもも一人の人間として認め、意見をしっかり聴くことが大切です。

しかし、現実の問題として、子どもが被害者となるいじめや虐待、性犯罪など痛ましい事件があとを絶ちません。子どもは大人よりも人権が侵害さ

れやすい存在であると認識し、大人が子どもの人権を守ることが必要です。

子どもは、社会の未来を担う存在です。子どもの人権を考えることは、大人の人権意識を考えることでもあります。私たちは、子どもの人権について十分に理解と尊重をし、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、心身ともに健やかな成長を見守っていくことが必要なのではないでしょうか。

